

会社業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、東京電力グループの一員として、会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備・運用するとともに、適宜評価し改善に努める。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「東京電力グループ企業行動憲章」に基づき、「企業倫理遵守宣言」「企業倫理遵守に関する行動基準」を定め、取締役はこれを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう監督する。また、企業倫理全般を統括する「企業倫理委員会」を設置し、コンプライアンス経営を推進する。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として3箇月に1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い、重要な業務執行について審議・決定する。また、取締役から定期的に、また必要に応じて職務執行の状況の報告を受けること等により、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役は、取締役の職務の執行を監査するとともに、取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べる。また、取締役が法令及び定款に違反する行為をし、もしくは当該行為をする恐れがあると認めるときは、当該取締役に対し、当該行為の差止めを請求するとともに、遅滞なく、その旨を取締役会に報告する。
- (4) 取締役会付議事項を含む経営の重要事項について、効率的かつ適切に審議するため、経営会議を設置する。経営会議は「経営会議規程」に基づき、原則として毎週1回定例日に開催する。
- (5) 取締役は、法令および定款に適合した適切な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。

2. 取締役の職務執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議の議事録その他職務執行に係る情報については、法令および社内規程に従い、その作成から、利活用、保存、廃棄に至るまで適切に管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社事業に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年度の業務計画に適切に反映する。また、全社的なリスク管理が適切になされるよう「リスク管理規程」を整備する。
- (2) 当該リスクは、「リスク管理規程」に従い、各所管箇所が、職務執行の中で管理することを基本とし、複数の所管に係わる場合は、経営会議で審議の上、適切に管理する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、経営会議においてリスクの現実化の予防対策を審議し、実施するとともに、万一現実化した場合には、迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
- (4) 大規模地震等の非常災害の発生に備え、対応組織の整備、情報連絡体制の構築及び定期的な防災訓練の実施等、適切な体制を整備する。
- (5) リスク管理体制の有効性については、内部監査担当が定期的に、また必要に応じて監査し、その結果を経営会議等に報告する。取締役は、検証結果を踏

まえ、所要の改善を図る。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営上の重要事項については、取締役会のほか、経営会議、その他の会議体において適宜審議する等、効率的な意思決定を図る。
- (2) 取締役会の決定事項に基づく職務執行については、責任と権限を明確にした「職制ならびに職務権限規程」等の社内規程に基づき、取締役および従業員がそれぞれ適切かつ迅速に執行する。
- (3) 情報セキュリティの確保を前提に、職務執行の効率性向上や適正の確保に資するＩＴ環境の整備に努める。

5. 従業員の職務執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

- (1) すべての従業員が「東京電力グループ企業行動憲章」及び「企業倫理遵守宣言」「企業倫理遵守に関する行動基準」を遵守するよう、企業倫理委員会で審議のうえ、企業倫理責任者及び各部門の長が中心となって、継続的に企業倫理研修を実施する等により、その徹底と定着を図る。
- (2) 法令や企業倫理上の問題を匿名で相談できる「企業倫理相談窓口」を設置し、寄せられた事案については、「企業倫理委員会」で審議のうえ、適切に対応する。なお、相談者のプライバシーについては、社内規程に従い、厳重に保護する。
- (3) 社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確にするとともに、教育、研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
- (4) 従業員の職務執行が法令及び定款等に適合することを確保するため、内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき従業員の職務執行状況について定期的に、または必要に応じて監査し、その結果を経営会議等に報告する。取締役および従業員は、監査結果を踏まえ、所要の改善を図る。
- (5) こうした取り組みを通じ、従業員一人ひとりが企業倫理を意識し自ら実践するとともに風通しの良い職場をつくる「しない風土」、社内規程の継続的な改善とその徹底を図る「させない仕組み」、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める「言い出す仕組み」を充実・徹底させる。

6. 当社と株主会社との業務の適正を確保するための体制

- (1) 「東京電力グループ企業行動憲章」の下、株主会社が経営方針として示した、グループとして目指すべき方向性及び目標等の達成に向け、一体となって取り組む。
- (2) 株主会社が定める「関係会社管理基本マニュアル」に従い、職務執行上重要な事項については、株主会社の所管箇所へ事前協議や報告を行う。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が求めた場合には、取締役との協議により、その職務を補佐するための必要な補助者を配置する。
- (2) 監査役補助者は、監査役の指揮命令に服するものとし、その人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。
- (3) 取締役は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、監査役の求める事項について、必要な報告を行う。また、取締役及び従業員から、監査役に対し必要かつ適切な報告が行われるよう体制を整備するとともに、当該報告を行った者が報告を行つ

たことを理由として、不利な取扱いを受けないよう適切に対応する。

- (4) 監査役が経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることのできる体制を整備する。また、株主会社の会計監査人および監査役、当社および株主会社の内部監査組織が監査役と連携を図るための環境を整える等、監査役監査の実効性を確保するための体制を整備する。

以 上